

## 山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資するため、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）、鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成20年3月31日付け19生産第9425号農林水産省生産局長通知）、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）及び山梨県鳥獣被害防止総合対策事業実施要領（平成22年5月19日付け農技第417号山梨県農政部長通知）に基づき、事業実施主体が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業の補助対象経費、交付先及び補助率は(別表1)から(別表4)までに定めるところによる。

(補助金等の交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな事業実施主体は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時に当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付先に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施主体は、事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 事業実施主体は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、補助金事業遂行状況報告書(様式第5号)を作成し、翌月の20日までに知事に提出し、事業の遂行状況を報告するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する時期のほか、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助金の遂行状況について報告を求めることができる。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払い請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告の提出、提出期限)

第8条 事業実施主体は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第7号)により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

- 2 第3条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項ただし書きに該当した事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部

分の金額)を、消費税仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第9条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

#### (財産の処分の制限)

第10条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### (収益納付)

第11条 事業実施主体は、補助事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに、補助事業の実施によって相当の収益を生じたときは、別記様式第10号の収益報告書により、各決算期の終了後2月以内に、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合、その他事業実施主体に前項の規定により報告すべき相当の収益を生じたものと認定したときは、当該収益の全部又は一部を県に納付させることができる。

3 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された補助金の額をそれまでに補助対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された補助金の総額から、補助金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いたものとする。

#### (書類の保管)

第12条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し

事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第13条 本要綱により提出する書類は、正副2部を所管する農務事務所に提出するものとする。ただし、事業実施主体が市町村以外の場合は、事業の範囲とする市町村を経由して提出するものとする。なお、本県内における複数の市町村に事業の範囲が及ぶ場合にあつては、代表の一市町村を経由し、その市町村を管轄する農務事務所に提出するものとし、代表以外の市町村に対しては写しを送付するものとする。

(指導監督)

第14条 第13条による書類の経由を行った市町村長又は書類の写しの送付を受けた市町村長は、事業の適正な執行が図られるよう、事業実施主体に対し、必要な指導及び監督を行うものとする。

(その他)

第15条 本要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行し、平成24年4月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月16日から施行し、平成26年4月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年8月5日から施行し、平成27年7月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 改正前の本要綱に基づき交付決定を受けている補助金については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月6日から施行する。

(別表1)

補助対象経費	事業実施主体	交付先	補助率	軽微な変更
<p>鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱の別表の区分・事業種類の欄に掲げる2の(1)に定める事業に要する経費</p> <p>1 被害防止活動推進  (1) 推進体制の整備  (2) 有害捕獲  (3) 被害防除  (4) 生息環境管理  (5) サル複合対策  (6) クマ複合対策  (7) 鳥類複合対策  (8) 他地域人材活用  (9) ICT等新技術の活用  (10) GISを活用した被害対策等の可視化定着支援</p> <p>2 実施隊特定活動  (1) 大規模緩衝帯整備  (2) 誘導捕獲柵的な導入</p> <p>3 ICT等新技術の実証</p> <p>4 農業者団体等民間団体被害防止活動</p> <p>5 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組</p>	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の別記1の第1の3に定める協議会等(以下「協議会」という)</p>	<p>協議会又は市町村</p>	<p>定額、1/2以内</p> <p>1 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の別記1の第1の1に定める被害緊急対応型にあっては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う補助対象経費欄の1の(2)から(10)までの取り組みに要する経費については1市町村当たりの限度額として、次に掲げるとおり定額補助できるものとする。</p> <p>① 捕獲の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村の限度額は500千円以内とする。</p> <p>② 捕獲の有資格者が1名以上、5名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。</p> <p>③ 捕獲の有資格者が5名以上、20名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする。</p> <p>④ 捕獲の有資格者が20名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は3,000千円以内とする。</p> <p>⑤ 補助対象経費欄1の(5)の取組に要する経費については、上記①から④の限度額に1,000千円以内を加算できるものとする。</p>	<p>1 鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱の別表の区分・事業種類の欄に掲げる2の(1)及び(4)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の3割以下の増減の場合</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p> <p>3 鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱の別表の区分・事業種類の欄に掲げる2の(1)又は(4)に定める事業のいずれかの新設又は廃止を伴わない場合</p> <p>4 事業実施主体が変更しない場合</p>

- (1) 販売拡大支援
- (2) 搬入促進支援

6 鳥獣被害対策実施隊体制強化

- (1) 実施隊員の人材育成
- (2) 新規猟銃取得支援

7 捕獲サポート体制の構築

8 処理加工施設の人材育成

9 ICTの活用による情報管理の効率化

10 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進

⑥ 補助対象経費欄1の(6)の取組に要する経費については、上記①から④の限度額に生息状況調査及び調査結果に基づくゾーニング・生息環境管理と併せて、地域研修会、追払い、ICT機器の導入（出沒アラート、遠隔捕獲機器等）、集落点検の実施と共有、実施体制の整備（錯誤捕獲時体制の整備を含む。）、出沒要因調査の取組の中から、1つの取組をパッケージとして効果的に行う場合は、1,000千円以内、2つ以上の取組をパッケージとして効果的に行う場合は、2,000千円以内を加算できるものとする。

⑦ 補助対象経費欄1の(7)の取組に要する経費については、上記①から④の限度額に生息・被害状況調査結果を踏まえ、防除及び捕獲等の取組を効果的に行う場合は、1,000千円以内を加算できるものとする。

⑧ 補助対象経費欄1の(8)の取組に要する経費については、上記①から④の限度額に他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施するもの一人当たりに対して100千円以内を加算できる

ものとする。ただし、1,000千円を上限とする。

⑨ 補助対象経費欄1の(9)の取組に要する経費については、上記①から④の限度額に2,000千円以内を加算できるものとする。

⑩ 補助対象経費欄1の(10)の取組に要する経費については、上記①から④の限度額にGISを用いて、地域の被害対策等の情報を地図上に可視化した上で、被害対策に活用する取組を行う場合は、2,000千円以内を加算できるものとする。

広域連携型にあつては被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う補助対象経費欄の1の(2)から(4)までの取組に要する経費については1市町村当たり上記①から④の額に200千円を加算した額以内を限度額として定額補助できるものとする。なお、猟銃の有資格者が存在する実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり上記②から④の額に500千円を加算した額以内を限度額として定額補助できるものとする。

2 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の補助を受けたことのない



事業実施主体においては前記に代えて、補助対象経費欄の1の(1)から(4)までの取り組みに要する経費について、被害緊急対応型においては1市町村当たり2,000千円以内(1の④の場合は3,000千円以内)、広域連携型においては事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千円以内(1の④の場合は3,200千円以内)の定額補助を受けることができるものとする。なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり1の②から④の額に500千円を加算した額以内を限度額として定額補助できるものとする。

3 ICT等新技術実証に要する経費について、被害緊急対応型にあつては、1市町村当たり1,000千円以内、広域連携型にあつては、1市町村当たり1,100千円以内を限度額として定額補助できるものとする。

4 農業者団体等民間団体被害防止活動における被害防止活動に要する経費については、1市町村当たり2,000

千円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり2,000千円以内を限度額として定額補助できるものとする。

5 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組における補助対象経費欄の5の(1)の取組については、1市町村当たり3,000千円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、衛生管理認証の新規取組に要する経費は1施設当たり350千円以内を限度額として定額補助できるものとし、(2)の取組についての交付率は1/2以内とする。

6 鳥獣被害対策実施隊体制強化における補助対象経費欄の6の(1)の取組については、1市町村当たり2,000千円以内(1ヵ月の上限を200千円)を限度額として定額補助できるものとし、(2)の取組についての交付率は1/2以内とし、1市町村当たり500千円以内を限度額として補助できるものとする。

7 捕獲サポート体制の構築における限度額は次のとおりとする。

① サポート隊における狩猟免許を保有しな

		<p>い構成員が 40 名以上となる市町村にあっては、1 市町村当たり 1,000 千円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>② サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が 80 名以上となる市町村にあっては、1 市町村当たり 2,400 千円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>8 処理加工施設の人材育成については、1 施設当たり 1,920 千円（1 カ月の上限 160 千円）以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>9 ICT の活用による情報管理の効率化については、1 市町村当たり 3,500 千円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>10 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進については、1 市町村当たり 1,500 千円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>なお、被害防止活動推進における上限単価並びに実施隊特定活動における上限単価は別表 2 に掲げるとおりとする。</p>	
<p>鳥獣被害防止総合対策交付等要綱の別表の区分・事業種類の欄に掲げる 2 の (4) に</p>		<p>定額 有害捕獲に係る捕獲活動経費の上限単価は別表 4 に掲げるとおりとする。</p>	

<p>定める事業に要する経費</p> <p>有害捕獲</p>			
<p>鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱の別表の区分・事業種類の欄に掲げる1の(1)に定める事業に要する経費</p> <p>1 鳥獣被害防止施設</p> <p>①新規整備</p> <p>②再編整備</p> <p>③既設柵の地際補強</p> <p>2 処理加工施設</p> <p>3 捕獲技術高度化施設</p> <p>4 地域提案</p>		<p>定額、1/2以内</p> <p>下記の1～4までの要件のいずれかに該当する地域にあっては55/100以内とする。</p> <p>(上記にかかわらず、鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できることとし、その侵入防止柵1m当たりの上限単価は、別表3に掲げるとおりとする。)</p> <p>1 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村</p> <p>2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。))、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域</p>	<p>1 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p> <p>2 事業の新設又は廃止を伴わない場合</p> <p>3 事業実施主体が変更しない場合</p>

とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

3 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

4 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

(別表2)

○被害防止活動推進			
	仕様	獣種	上限単価 (消費税を除く)
箱わな	大型獣種 (3 m <sup>2</sup> 以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	119 千円/基
	中型獣種 (2 m <sup>2</sup> 以下)	サル専用	88 千円/基
	小型獣種 (0.5 m <sup>2</sup> 以下)	アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等	19 千円/基
くくりわな	—	—	16 千円/基
囲いわな	—	—	31 千円/m <sup>2</sup>
○実施隊特定活動			
			上限単価 (消費税を除く)
大規模緩衝帯整備導入			480 千円/h a
誘導捕獲柵わな導入			31 千円/m <sup>2</sup>
○ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組			
			上限単価 (消費税を除く)
解体機能を有する車両のリース導入			15,000 千円/車両
新規猟銃取得支援の銃購入			100 千円/丁

注1：「小型獣種」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

注2：箱わなの導入においては、防錆仕様（亜鉛メッキ等）の他、捕獲の対象となる獣種毎に以下と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。

- ・イノシシ、シカ、クマを対象獣種とする場合は、最小目幅 10cm 以下、φ 5mm 以上とする。
- ・サルを対象獣種とする場合は、最小目幅 7.5cm 以下、φ 3mm 以上とする。
- ・アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を対象とする場合は、最小目幅 5 cm 以下、φ 1.6mm 以上とする。

注3：地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の上限単価を超えて助成する必要があると認める場合にあっては、整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できるものとする。

注4：解体機能を有する車両のリース導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）は、次の算式によるものとする。

・リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×交付率（1／2以内）

ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。

また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

ア リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合

・リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×交付率（1／2以内）

イ リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合

・リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）×交付率（1／2以内）

リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

注5：銃購入費助成額は、次の算式によるものとする。

・銃購入費助成額＝銃購入費（消費税抜き）×交付率（1／2以内）

注6：猟銃を新規取得した実施隊員は次の要件を全て満たすものとする。

ア 猟銃を購入した日から5年以内に実施隊員として、猟銃による有害捕獲に取り組むこと。

イ 猟銃を購入した日から5年以内に猟銃の所有権を放棄しないこと。

(別表3)

○鳥獣被害防止施設		上段：新規整備、下段：再編整備	
獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価(消費税を除く) (円/m) (直営施工で資材費のみの定額補助の場合)	上限単価(消費税を除く) (円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵(1段あたり)	148	391
		25	225
	電気柵シート(地際補強)	254	673
ネット柵		-	-
		1,090	2,600
		192	1,612

イノシシ	金網柵（ロール状）	1,970 296	5,380 2,726
	ワイヤーメッシュ柵 （パネル状）	1,290 192	3,000 1,612
シカ（イノシシ 用を兼ねる。）	金網柵（ロール状）	2,790 430	7,620 3,710
	ワイヤーメッシュ柵 （パネル状）	1,950 286	4,530 2,426
○既設柵の地際補強			
既設柵の種類	上限単価（消費税を除く） （円/m）（直営施工で資材費 のみの定額補助の場合）	上限単価（消費税を除く） （円/m） （左記以外の場合）	
ネット柵、金網柵、 ワイヤーメッシュ柵	826	2,065	
○処理加工施設			
		上限単価（消費税を除く） （万円/m <sup>2</sup> ）	
食肉利用等施設		24.8	
焼却施設		38.1	

注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・電気柵シート（地際補強）は、通電性を有するものとし、幅1m以内とする。
- ・電気柵シート（地際補強）は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。
- ・金網柵については、金網の径をφ2mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：鳥獣被害防止施設において、被害防止と一体的に整備を行うICTを活用とした捕獲施設については、上限単価の外数とする。



注4：交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。

注5：地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の上限単価を超えて助成する必要があると認める場合にあっては、整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できるものとする。

注6：被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注7：再編整備については、再編整備を实践する総延長に対する上限単価とする。

注8：既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本補助金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知）に基づく事業により令和2年度以前に整備され、かつ残耐用年数が5年以上あるものに限る。なお、同じ箇所への複数回の支援は不可とする。

(別表4)

獣種	捕獲個体の処理	上限単価（円／頭・羽）
イノシシ、シカ（幼獣は除く）	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	9,000
	焼却処分等のための施設において搬入確認した場合	8,000
	上記以外の場合	7,000
クマ、サル及びカモシカ（幼獣は除く）		8,000
その他の獣類		1,000
鳥類		200

注1：各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講じるものとする。

注2：特定の鳥類について、事業を実施する地域における農林水産業に係る被害がイノシシ、シカ、サル等の獣による被害より大きく、当該鳥類の捕獲強化をさらに図ることが地域の農林水産業に係る被害の軽減をより促進するために必要な場合には、知事に協議の上、1羽当たりの捕獲経費の1/2に相当する額又は1羽当たり1,000円のいずれか低い額を上限として単価を設定できるものとする。

なお、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領（平成25年2月26日付け24生

産第2870号農林水産省生産局長通知)第5の1の注2に基づき単価設定している場合は、知事に協議したものとみなす。

注3：原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制限又は出荷制限（以下「出荷制限等」という。）が指示されている地域におけるシカ及びイノシシ（幼獣は除く。）の上限単価は、一律8,000円/頭とする。

注4：出荷制限等が指示されている地域のうち、県が定める出荷・検査方針に基づき管理され、計画出荷が認められた処理加工施設に搬入可能な地域において当該処理加工施設で搬入確認したシカ及びイノシシ（幼獣は除く。）の上限単価は、9,000円/頭とする。

様式第1号（第3条関係）

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団体名  
（協議会名）  
代表者 役職 氏名 印

令和 年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付申請書

令和 年度において、別添のとおり事業を実施したいので、山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

区 分	補 助 金 額	備 考
山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金		
1 推進事業	円	
2 整備事業	円	
合 計		

- (注) 1 別添として、山梨県鳥獣被害防止総合対策事業実施要領第4条による事業実施計画の承認申請に添付した事業実施計画書を提出するものとする。
- 2 整備事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、別紙様式を作成し添付すること。

(別紙)

事業実施 主体名	事業内容	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融 機関名	融資名 (制度・ その他)	融資を受 けようと する金額	償還年数	その他

- (注) 1 事業実施主体名及び事業内容の欄は計画書を転記すること。  
2 融資内容が確認できる資料を適宜添付すること。

団体名  
(協議会名)  
代表者 役職 氏名 殿

山梨県知事 印

令和 年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付を決定する。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助金の額及び交付先は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
交付先		

- 3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助金に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱の別表の区分・事業種類の欄に掲げる2の(1)及び(4)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の3割以下の増減の場合
    - イ 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
    - ウ 事業の新設を伴わない場合
    - エ 事業実施主体が変更しない場合
  - (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

ない。

- (4) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (5) (4)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、様式第11号により農林水産省の機関又は山梨県から指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、減価償却資産の耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (7) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）に従うこと。
- (8) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、県の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により県による間接交付金の交付の決定をもって県の承認を受けたものとする。

  - ① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
  - ② 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- (9) (8)による県の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### 4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
  - ア 補助金を他の用途へ使用したとき

- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

山梨県知事 殿

団体名  
(協議会名)  
代表者 役職 氏名 印

令和 年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった事業について、別添のとおり変更したいので、山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請する。

区 分	補 助 金 額	備 考
山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金		
1 推進事業	円	
2 整備事業	円	
合 計		

- (注) 1 別添として、山梨県鳥獣被害防止総合対策事業実施要領第4条による事業実施計画の変更承認申請に添付した事業実施計画書を提出するものとする。  
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えるとともに、補助金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。
- 3 交付金の額が増額する場合には、件名の「令和 年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金変更承認申請書」を「令和 年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「別添のとおり変更したいので、山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請する。」を「別添のとおり変更したいので、山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。



様式第4号（第5条関係）

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団体名  
（協議会名）  
代表者 役職 氏名 印

令和 年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第5条第2項の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

（できるだけ具体的に記入すること）

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号（第6条関係）

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団体名  
（協議会名）  
代表者 役職 氏名 印

令和 年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり事業遂行状況を報告する。

総事業費	事業の遂行状況				備考
	12月31日までに完了したもの		1月1日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円		

様式第6号（第7条第2項関係）

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団体名  
(協議会名)  
代表者 役職 氏名 印

令和 年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金概算払い請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条第2項の規定により次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

交付決定額①	既受領額②	差引額 ① - ② = ③	今回 概算請求額 (〇月〇日迄 予定出来高)	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振替  
金融機関名

本店・支店（支店名）

預金種別 当 座 ・ 普 通

口座名義

口座番号 No.

様式第7号（第8条関係）

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団体名  
（協議会名）  
代表者 役職 氏名 印

令和 年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった事業について、別添のとおり実施したので、山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を報告する。なお、あわせて精算額として 円の交付を請求する。（なお、併せて未受領額 円の交付を申請する。）

- （注）1 別添として、山梨県鳥獣被害防止総合対策事業実施要領第4条による事業実施計画の承認申請に添付した書類を提出するものとする。
- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、このほか交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。

様式第8号（第8条第3項関係）

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団体名  
（協議会名）  
代表者 役職 氏名 印

令和 年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の  
消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県鳥獣被害  
防止総合対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第8条第3項の規定により  
報告します。

- 1 補助金の額の確定額  
金 円  
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額  
金 円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第9号（第10条関係）

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団体名  
（協議会名）  
代表者 役職 氏名 印

令和 年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金財産処分承認申請書

令和 年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

様式第10号

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団体名  
(協議会名)  
代表者 役職 氏名 印

令和 年度鳥獣被害防止総合対策交付金の収益報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定された令和 年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金において収益が生じたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の区分
- 2 補助金交付額 円
- 3 補助対象経費 円
- 4 事業に係る収益額 円
- 5 根拠書類  
(注) 根拠書類を添付すること (根拠資料に代えて、URL 記載も可)。

様式第 1 1 号

番 号  
令和 年 月 日

団体名  
(協議会名)  
代表者 役職 氏名 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者 役職 氏名 印

### 契約に係る指名停止等に関する申立書

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は山梨県から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること

(注2) この申請書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。